

## 病院図書館と著作権

会誌編集部

病院図書館業務と『著作権』とは切っても切れない間柄です。

そこで、主な病院図書館業務と関わる『著作権』について、ポイントだけですが「著作権テキスト」<sup>1)</sup>をフル活用して解説したいと思います。

### I. “著作権法”と“著作物”

“著作権法”とは、“著作者”（「著作物を創作する者」〈第二条二項〉）の権利を守る法律のことで、現行の著作権法（1970年制定）第一条では「目的」として「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の厚生な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と明記されています。

ここで、著作物について触れておきたいと思います。“著作物”とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」とされています（第二条一項）。

ここで少しわかりやすい解説がありましたのでご紹介を…。

第二条一項を下記のように分けてみます。

(a) 「思想又は感情」を

(b) 「創作的」に

(c) 「表現したもの」であって、

(d) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの

(a)の条件によって「東京タワーの高さ：333メートル」といった「単なるデータ」など（人の思想や感情を伴わないもの）が著作物から除かれます。

(b)の条件によって他人の作品の「模倣品」など（検索が加わっていないもの）が著作物から除かれます。

(c)の条件によって「アイデア」など（表現のされていないもの）が著作物から除かれます（ただし、アイデアを解説した「文章」は著作物になり得ます）。

(d)の条件によって「工業製品」などが、著作物から除かれます。

※「特許権」は「アイデア」を保護し、「著作権」は「表現」を保護しています。このため、例えば、ある「薬」の製法について特許権が付与されている場合、1) その製法に従って、その薬を「製造・販売」すること（アイデアの利用）は、特許権の侵害となり、2) その製法を書いた「論文をコピー」すること（表現の利用）は、「著作権」の侵害になります。

（「著作権テキスト」<sup>1)</sup>より引用）

## 1. 保護をうける著作物

著作権法で保護を受ける著作物（無断で利用してはいけない著作物）は、「①日本国民の創作した著作物（国籍）、②最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む）（出版地）、③条約によりわが国が保護の義務を負う著作物（条約）」です（第六条）。ただし、「①憲法その他の法令、②国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの、③裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の判決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの、④①～③いずれかの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの」のいずれかに該当する著作物は、著作権の及ばないこととされています（第十三条）。

著作物の種類は一般のものとして「①小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物、②音楽の著作物、③舞踊又は無言劇の著作物、④絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物、⑤建築の著作物、⑥地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物、⑦映画の著作物、⑧写真の著作物、⑨プログラムの著作物」と例示されているもの（ただし、事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、①に掲げる著作物には該当しない）（第十条）と、「二次的著作物（一つの著作物を「原作」とし、新たな創作性を加えて創られた、原作とは異なった著作物として保護される著作物）」（第十一条）、「編集著作物、データベースの著作物（収録されている「個々」の著作物とは別に「全体」としても著作物として保護される著作物）」（第十二条）があります。

ここで、「編集著作物」について少し補足しておきます。「編集著作物」に収録されている個々のものは「著作物」である必要はないので、データや単語などでもかまいません。ただ、編集物が「著作物」として保護されるためには、「選択」や「配列」について「創造性」がなければなりません。つまり、「ある作家が生まれてから死ぬまでに書いた全ての小説」を「書かれた順」に収録したような全集は、「編集著作物」にはならないのです。

このような編集著作物のうち、コンピュータで検索できるものを「データベースの著作物」といい、できないもの（紙に書かれたもの）を「編集著作物」といいます。

ただし、こうしたものの全体をコピーするような場合には、全体を構成する個々の著作物すべての著作権者の了解を得るとともに、全体（編集著作物）の著作権者の了解も得なければなりません。

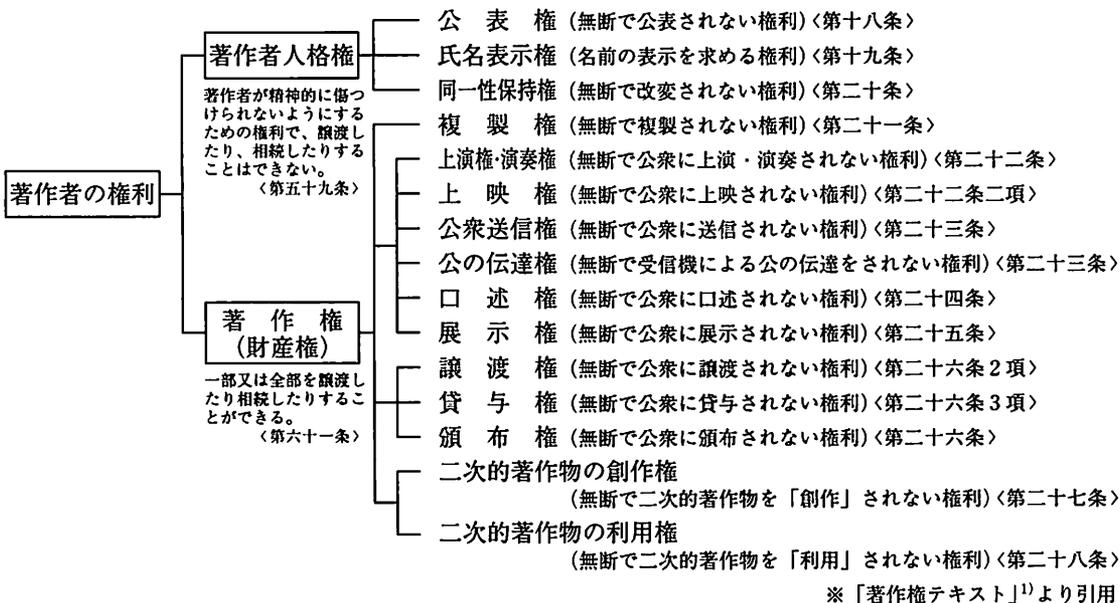
## 2. 著作物の保護期間

著作物を「創作した」時点で自動的に著作権が生じ、保護期間は原則的に著作者の生存中＋死後50年（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後）です（第五十一条）。例外としては「無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年」（第五十二条）、「法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年」（第五十三条）、「映画の著作物の著作権は、その著作の公表後70年」（第五十四条）があります。

## II. 著作者の“権利”

著作者の権利には、著作者人格権と著作権（財産権）があります。これらは著作物が創作された時点で「自動的に」付与され、権利を得るための手続は一切必要ありません（無法式主義（第十七条第二項））。

### 1. 著作人格権と著作権



### 2. 著作隣接権

広い意味の「著作権」全体は、「著作者の権利」と「著作隣接権」に分かれています。「著作者の権利(著作権)」が著作物を「創作した者」に与えられるものであるのに対し、「著作隣接権」は、著作物などを人々に「伝達した物」に与えられる権利です。例えば、演奏者や放送事業者などです(第八十九条)。ここでは、病院図書館業務と関わる部分は少ないので、省略します。

### 3. 著作権の制限

著作物を利用するには、著作権者の許諾を得ることが必要です。ただし、私的使用の為の複製(個人や家庭内などのように限られた範囲内での利用の場合)(第三十条)、図書館等における複製(第三十一条)、営利を目的としない上演等(無料・無報酬にて行う場合)(第三十八条)などのように、著作権の制限規定を設け、許諾を得ずに著作物を利用することができるようになっています。

## Ⅲ. 病院図書館サービスと著作権

では、病院図書館で行うサービスについて、著作権はどのように関係してくるのでしょうか。

### 1. 複写

「複製権」(第二十一条)が働きます。第三十一条(図書館等の複製)では、「政令で定める図書館等」が利用者の調査研究のために、図書館で所蔵する公表された著作物を一人につき一部提供する場合は、著作権者の許諾を得ることなく所蔵資料の複製をすることが認められています。

複写範囲は単行本では著作物の半分以下となり、定期刊行物の場合は、「発行後相当期間を経過したもの(=「最新号」でなくなったもの)」だけが、1論文全部の複写ができることになっています(第二十一条一項)。ちなみに、手書きや印刷、複写、録音、録画、ソフトやハードへのデータ保存など、どのような形であっても、「著作物を“形あるものに複製する”行為」になります。ただし、映画の著作物が含まれる場合は、頒布権(第二十六条)が働き、利用者に手渡す際には著作権者の許諾が必要となります。

電子ジャーナルは、買い取り契約でなければ図書館の所蔵資料とはなりません、権利は提供者側である出版社にありますので、出版社との契約に基づいて利用しないとけません。著作権としては本来最新号は複写できないのですが、電子ジャーナルでは、契約内容によっては冊子になっていない文献などは入手可能となる場合もあります。

また、インターネット情報も図書館の所蔵資料ではないので、第三十一条の「複製」の要件を満たしません。

保存のための複製や、絶版などで入手困難な資料を他の図書館の求めに応じて複製することも認められています(第三十一条二～三項)。保護期間が消滅したもの、法令、通達、判決文などについては、自由に複写できるとされています。

## 2. 貸出

「貸与権」(第二十六条)が働きます。紙媒体の雑誌・単行本と音楽CDの場合、第三十八条の権利の制限規定で非営利・無料であれば貸出できます。電子媒体では映画の著作物の複製物以外は貸出できますが、購入時の契約に注意する必要があります。図書館での館内貸出は、著作権法の「貸与」には該当しないとされています。

## 3. 閲覧

公にディスプレイ等へ著作物を表示する行為は、第二十二条の「上映権」に抵触する恐れがありますが、非営利・無料の閲覧は、第三十八条の「上映権」の制限で利用できるとされています。紙媒体の著作物の閲覧は、著作権法の権利の対象ではないので、自由に行う事ができます。

## 4. レファレンス

回答文書に複写文献を添付するなど、著作物を利用して回答できるのは第三十二条の「引用」の要件を満たしたり、法令、通達、判決文などや著作権の保護期間が消滅している場合などに限られます。事実だけの回答には著作権は及びません。

## 5. 相互貸借

著作権法上では、文献複写の相互貸借についての規程はありません。しかし、複写行為で「複製権」(第二十一条)が働きます。また、ファックスや電子メールで文献を送信する際には、「公衆送信権」(第二十三条)が関わるので、慎重に対処しなければなりません。

ここで説明をさせて頂いたものは、「著作権」のほんの一部です。日々何気なく行っている業務の中で、少しでも著作権の事を気にかけて頂ければと思います。

## 引用文献

- 1) 文化庁長官官房著作権課. 著作権テキスト～はじめて学ぶ人のために～. 平成19年度改訂版. [引用 2008-1-18].  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku\\_text\\_19.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku_text_19.pdf)

## 参考文献

- 1) 文化庁長官官房著作権課. 著作権テキスト～はじめて学ぶ人のために～. 平成19年度改訂版. [引用 2008-1-18].  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku\\_text\\_19.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku_text_19.pdf)

- 2) 社団法人著作権情報センターホームページ. [引用 2008-1-18].  
<http://www.cric.or.jp/>
- 3) 飯田育子：著作権と病院図書館. 病院図書館. 2005 ; 24(4) : 158-62.
- 4) 熊谷智恵子：病院図書館と著作権—最近の話題—. 病院図書館. 2005 ; 24(4) : 163-7.
- 5) 黒澤節男：図書館と著作権. 医学図書館. 2003 ; 50(4) : 325-30.
- 6) 藤田節子：著作権における仲介者としての新たな図書館の役割. 医学図書館. 2003 ; 50(4) : 331-6.
- 7) 加藤 均：複写サービスを提供する側から見た著作権. 医学図書館. 2003 ; 50(4) : 337-40.